

証券コード:3320

第70回 定時株主総会

招集ご通知

2022年2月1日~2023年1月31日

開催日時

2023年4月21日(金曜日)午前10時 受付開始:午前9時30分

開催場所

名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 5階大ホール

議案

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式 の付与のための報酬決定の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面 (郵送) 又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使期限:2023年4月20日(木曜日)

午後6時まで

目 次

招集ご通知]
株主総会参考書類	4
事業報告	14
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告	33

クロスプラス株式会社

株主各位

名古屋市西区花の木三丁目 9番13号

クロスプラス株式会社

代表取締役社長 山 本 大 寛

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、心より厚くお礼申しあげます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年4月20日(木曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

●株主総会資料 掲載ウェブサイト

https://d.sokai.jp/3320/teiji/



●当社ウェブサイト

https://www.crossplus.co.jp/

メニューより「IR情報」、「株主総会招集通知」を選択していただき、ご確認ください。



敬具

記

1 日 時	2023年 4 月21日 (金曜日) 午前10時 受付開始:午前 9 時30分
2 場 所	名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 5階大ホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	 報告事項 1 第70期 (2022年2月1日から2023年1月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2 第70期 (2022年2月1日から2023年1月31日まで)計算書類の内容報告の件
4 議決権行使について のご案内	【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

(お知らせ)

- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - 会社の新株予約権等に関する事項
 - ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
 - 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - 連結計算書類の連結注記表
 - 計算書類の株主資本等変動計算書
 - ・計算書類の個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎決議のご通知につきましては、送付せず株主総会終了後に、上記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

(お願い)

- ◎株主総会へのご出席につきましては、新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調等をご勘案のうえ、慎重にご判断をいただけますようお願い申し上げます。 なお、マスクの着用に関しましては、国の指針に従い株主様の判断に委ねさせていただきますが、状況によってはマスクの着用をお願いする事がありますのでご了承ください。
- ◎当日ご出席される株主様には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

【議決権行使についてのご案内】

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 **2023**年 4 月21日 (金曜日) 午前10時 (受付開始:午前 9 時30分)

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (https://www.web54.net) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2023年4月20日 (木曜日) 午後6時入力完了分まで

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年4月20日 (木曜日) 午後6時到着分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。
- ◎ インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

当社の取締役会は、定款の定めにより9名以内の取締役で構成しております。取締役には、当 社の経営、営業、管理それぞれの部門の業務に精通し、事業運営及び経営管理に関する豊富な知 識や経験、能力等を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献すること が期待できる者を選任することを基本方針としております。

社外取締役に関しましては、多様な視点、経験豊富で高い専門性を有している人材を候補者としております。なお、当社における社外役員の独立性の判断につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員にかかる独立性基準に基づき、独立性を判断することとしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号				現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況		
1	再任	やま 山	もと 本	_{ひろ} 大	のり 寛	代表取締役社長	13回/13回 (100%)
2	再任	にし西	お尾	びる祐	み 己	常務取締役 スペシャリティ事業部、 ブランド事業部、EC事業部、 ライフスタイル事業部担当	13回/13回(100%)
3	再任	おお大	ぐち 口	ひろ 浩	かず 和	常務取締役 ODM事業部、製品管理部担当	13回/13回 (100%)
4	再任	l b 白	*	規	ws 博	取締役 人事部、総務部、経営企画部担当	10回/10回 (100%)
5	再任	岩岩	井	つね 恒	ひこ 彦	社外取締役 独立役員、独立委員会委員	10回/10回 (100%)
6	新任	さ佐	野野	きょ 清	ぁき 明	_	_

- (注)取締役白木規博氏及び取締役岩井恒彦氏については、2022年4月22日就任後の取締役会への出席状況を記載しております。
 - ・独立役員…証券取引所へ届け出の独立役員 ・独立委員会委員…買収防衛策の独立委員会の委員

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数			
		2008年1月 当社入社				
	やま もと ひろ のり	2011年2月 当社執行役員経営企画室兼情報システム室兼	00 500 144			
	山 本 大 寛 (1977年6月24日)	EC事業開発課担当	89,700株 (25,700株)			
		2014年4月 当社代表取締役社長	(=0, 100 p)()			
	【再任】	2015年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長				
		2019年2月 当社代表取締役社長(現任)				
	【取締役候補者とした理由】					
	し着実に取組み、当社の持続	代表取締役社長就任以来、当社の企業価値向上に資する様々な経 売的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、リーダーシッフ 引き続き、取締役候補者といたしました。				
		1988年4月 当社入社				
	にし お ひろ み	2011年2月 当社執行役員営業担当				
	西 尾 祐 己	2017年2月 当社常務執行役員営業担当	15,200株			
	(1965年1月29日)	2019年4月 当社常務取締役営業担当	(5,800株)			
	【再任】	2022年2月 当社常務取締役スペシャリティ事業部、				
2	【刊工】	ブランド事業部、EC事業部、				
		ライフスタイル事業部担当 (現任)				
	【取締役候補者とした理由】					
	績を有しております。また、	生以来、アパレル卸売事業、アパレル小売事業について豊富な業 重点経営施策であるECの推進とライフスタイル商品の拡大を 成長と中長期的な企業価値向上に向けた事業拡大を牽引していた 受候補者といたしました。	積極的に推			

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数					
		1988年4月 当社入社						
	おお ぐち ひろ かず	2012年2月 当社執行役員営業担当						
	大 口 浩 和 (1965年4月28日)	2017年2月 当社常務執行役員営業担当	7,300株 (5,800株)					
		2019年4月 当社常務取締役営業担当	(0,000//k)					
	【再任】	2022年2月 当社常務取締役ODM事業部、製品管理部担当						
3		(現任)						
	【取締役候補者とした理由】	1						
	大口浩和氏は、当社に入社以来、アパレル卸売事業とグループ経営について豊富な業務経験と実績を 有しております。また、重点経営施策であるODM事業の拡大を積極的に推進する等、当社の持続的な 成長と中長期的な企業価値向上に向けた事業拡大を牽引していただけるものと判断し、引き続き、取締 役候補者といたしました。							
	しら き のり ひろ	1989年4月 ㈱東海銀行(現、㈱三菱UFJ銀行)入行						
	白 木 規 博	2014年5月 同行一宮支社長	5 500 hth					
	(1964年8月22日)	2018年8月 当社入社 執行役員経理部担当	7,700株 (3,900株)					
	【再任】	2022年4月 当社取締役人事部、総務部、経営企画部担当	(0, 000 p)()					
$\begin{bmatrix} 4 \end{bmatrix}$	【书工】	(現任)						
	【取締役候補者とした理由】							
	白木規博氏は、金融機関における長年の経験から財務に関する豊富な経験と実績を有しております。							
	また、2018年に当社に入社してからは管理部門を担当し、財務・会計に加え人事、システム等の各分野							
		いることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者といたし						

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数				
		1979年4月 ㈱資生堂入社					
		2008年4月 同社執行役員技術部長					
	いわ い っね ひこ	2014年6月 同社取締役執行役員常務研究、生産、技術	 持統括				
	岩 井 恒 彦	担当					
	(1953年5月28日)	2016年1月 同社代表取締役執行役員副社長技術イノイ	ベーシ 100株				
	【再任】【社外】	ョン本部長					
5	【独立】【独立委員】	2018年6月 ㈱ワコールホールディングス社外取締役	殳 (現				
		任)					
		2022年4月 当社社外取締役 (現任)					
	【社外取締役候補者とした	里由及び期待される役割の概要】					
	岩井恒彦氏は、経営者と	しての豊富な知見や経験に加え、研究、生産、技術分野に	- 関する専門知識を				
		ひとして、独立した立場で、取締役会の審議における重要					
	当社の持続的な成長と中長期間し、引き続き、社外取得	明的な企業価値向上に向けて、経営の監督を適切に行って ※処候雑者といたしました	「いただけるものと				
		•					
		1979年4月 東京海上火災保険㈱(現、東京海上日動シ	火災保				
		険㈱) 入社	E tu to				
	さ の きよ あき	2010年6月 同社執行役員企業営業開発部長、経営企正	単部参				
	t の きょ ぁき 佐 野 清 明	5 	^ 				
	(1954年4月5日)	2011年6月 同社常務取締役企業営業開発部長、経営公	上画部 — —				
	【新任】【社外】	参与					
6	【独立】【独立委員】	2015年4月 同社専務執行役員	· E				
		2016年6月 公益財団法人損害保険事業総合研究所理事	技				
		2020年7月 サウディ石油化学㈱常勤監査役(現任)					
	2022年6月 トーア再保険㈱社外取締役(現任)						
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】						
		こおける長年の経験から、営業、リスク管理に関する豊富					
		独立した立場で、取締役会の審議における重要な事項に 養価値向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただけ					
	社外取締役候補者といたし		うひかて判例し、				

- (注)1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 岩井恒彦氏及び佐野清明氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 社外取締役候補者について
 - (1) 当社社外取締役に就任してからの年数について

岩井恒彦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役岩井恒彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

また、社外取締役候補者佐野清明氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427 条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金350万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

4. 当社は、社外取締役岩井恒彦氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

また、社外取締役候補者佐野清明氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には独立役員として届け出る予定であります。

5. 当社は、社外取締役岩井恒彦氏を買収防衛策の独立委員会規則の定めに基づく独立委員会委員として 選任しており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立委員会の委員とする予定でありま す。

また、社外取締役候補者佐野清明氏は、買収防衛策の独立委員会規則の定めに基づく独立委員会委員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には独立委員会の委員とする予定であります。

- 6. 各取締役の所有株式数には、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数を含めて表示しており、その株式数を() 内に記載しております。
- 7. 当社は、役員等に対する善管注意義務違反等に基づく請求がなされた場合のリスクに備え、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役曽我孝行氏は辞任されますので、新たに監査役1名の選任を お願いするものであります。

また、監査役候補者西垣正孝氏は監査役曽我孝行氏の補欠として選任されることから、その任期は当社定款の定めにより前任者の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

1982年4月 当社入社 2007年2月 当社執行役員営業担当 2017年4月 当社取締役人事部、情報システム室、ビジネス サポート部、経営企画室担当 38,000株 (8,500株) 1982年4月 当社常務取締役人事部、総務部、経営企画室 担当 2022年2月 当社常務取締役経理部、情報システム部担当 (現任)

【監査役候補者とした理由】

西垣正孝氏は、当社に入社してから、営業部門及び管理部門において豊富な業務経験と見識を有しております。また、2016年からは人事部や経営企画室等を担当し、人事戦略及び中期経営計画を策定、子会社の再編等を推進し、経営管理基盤の強化に努めており、この経験や実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性の確保に貢献していただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。

- (注)1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、役員等に対する善管注意義務違反等に基づく請求がなされた場合のリスクに備え、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 - 3. 監査役の所有株式数には、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数を含めて表示しており、その株式数を () 内に記載しております。

くご参考>

第1号議案(取締役選任)及び第2号議案(監査役選任)をご承認いただいた場合の役員体制

【当社取締役及び監査役に求める専門性及び経験】

当社は、取締役や監査役が有している専門性や経験に基づき取締役や監査役に対して特に期待する分野を整理することで、役員体制の多様性を確保するとともに、経営理念や中期経営計画を実現するため、様々な経営環境の変化に柔軟に対応できる経営体制をとっております。

		氏	名		地位	企業経営	営業・マーケ ティング	技術・生産管理	IT • DX	財務・会計	法務・ リスク管理
	山	本	大	寛	代表取締役社長	0			0		0
	西	尾	祐	□	常務取締役		0	0	0		
取締	大	П	浩	和	常務取締役	0	0	0			
役	白	木	規	博	常務取締役				0	0	0
	岩	井	恒	彦	社外取締役	0		0			0
	佐	野	清	明	社外取締役	0	0				0
	西	垣	正	孝	常勤監査役	0				0	0
監査	丸	尾	裕	之	監査役		0	0			0
役	松	永	安	彦	社外監査役	0	0			0	
	豊	田		稔	社外監査役	0			0		0

(注)上記は、各人の有するすべての専門性や経験等を表しているものではありません。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2008年4月24日開催の第55回定時株主総会において年額3億60百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。)、2017年4月25日開催の第64回定時株主総会において当社取締役(社外取締役を除く)に対し、上記金銭報酬とは別枠で、非金銭報酬等(株式報酬型ストック・オプション)の報酬額として年額50百万円以内、且つ、株式数の上限を年1,500個(150,000株)以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役(社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、本議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、取締役に対するストック・オプション (株式報酬型ストック・オプション) 制度を廃止し、今後、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないこととします。

対象取締役は、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間35,000株以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。なお、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な付与時期、配分については、指名報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は5名でありますが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、 対象取締役は4名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結する ものといたします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日(ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年

度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以 内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日)までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本 割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当し た場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものです。

当社は取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告22頁に記載のとおりでありますが、本議案の承認可決を前提として、本議案にも即した形でその内容を改定する予定です。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数(2023年1月31日時点)に占める割合は0.45%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、当社の執行役員及び幹部社員に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上

事業報告

(2022年2月1日から) (2023年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2022年2月1日~2023年1月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の変異株が10月以降に再拡大したものの、ウィズコロナの意識が浸透したことで社会経済活動は正常化に向かい、緩やかな回復基調で推移しました。

当アパレル業界では、商業施設への来客数の増加や個人消費の回復等、市場環境は改善したものの、エネルギー価格高騰や円安の影響に加え、物価上昇による消費者マインドの低下 懸念もあるなど、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、今年度より策定した中期経営計画に基づき、アパレル事業の深化と利益の追求に努め、非アパレル事業ではライフスタイル領域での新規商品開発や販路の拡大に努めてまいりました。

売上高は、外出着需要の回復傾向が見られたものの、コロナ禍において急拡大したファッションマスクなどの非衣料品が、前期から大きく減少し、減収となりました。

利益面では、原材料費の高騰や海上運賃の値上げ、昨年春以降の急激な円安の進行による 仕入原価の上昇があった一方で、アパレル卸売での価格転嫁の進展や、アパレル小売の在庫 適正化により、売上総利益率が大きく改善し、売上総利益は133億94百万円(前年同期比 17.1%増)となりました。経費面では、国内出張経費やロイヤリティが増加したものの、物 流費の削減や広告宣伝費が減少したことにより、販売費及び一般管理費は132億11百万円 (前年同期比1.6%増)となりました。また、特別利益に固定資産売却益や投資有価証券売 却益、特別損失にシステム障害対応費用を計上しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、570億56百万円(前年同期比3.5%減)、営業利益は、1億83百万円(前年同期は15億60百万円の営業損失)、経常利益は、4億13百万円(前年同期は12億96百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は、4億55百万円(前年同期は16億66百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

なお、当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

事業部門別の売上高は、以下のとおりです。

区	分	金額 (百万円)	前年同期比(%)
アパ	レル卸売	46, 618	△8.5
アパ	レル小売	9, 853	+26.4
そ	の他	584	+60.5
合	計	57, 056	△3.5

販売チャネル別の売上高は、以下のとおりです。

区		分	金額 (百万円)	前年同期比(%)
専	門	店	26, 747	△5. 2
量	販	店	20, 009	△2.9
無	店	舗	5, 179	△5.8
百	貨 店	他	2, 218	+8.6
Е		С	2, 094	△3. 2
そ	0	他	806	+35.0
合		計	57, 056	△3.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、17百万円(有形固定資産取得価額ベース)であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、金融機関からの借入金により調達いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2023年1月期を初年度とした中期経営計画を策定し、衣・食・住の商品やサービスを通じて、若者からシニアまであらゆる世代が、元気に活躍し、豊かに暮らすことができる人生100年時代の豊かなライフスタイルを創造する企業の実現に向け、様々な施策に取り組んでおります。

アパレル事業では、アパレル卸売で商品のNB化を進め、トータル提案による取扱店舗数の拡大と単品力向上による売り場拡大に注力していくとともに、アパレル小売では、ECの推進に注力し、自社サイトでの購入率向上と外部ECモールでの新ブランド展開による売上拡大に努めてまいります。

非アパレル事業では、シーズン雑貨やヘルスケア商品等、ライフスタイル領域での新たな商品やサービスの創出に努めてまいります。これらにより、消費者一人ひとりの生活を豊かにデザインしていくウェルビーイングを実現できる企業へと進化していきます。

今後も、アパレル市場や消費環境の大きな変化に対応し、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。株主の皆様におかれましても、更なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第67期 (2020年1月期)	第68期 (2021年1月期)	第69期 (2022年1月期)	第70期 (当連結会計年度) (2023年1月期)
売 上 高(百万円)	58, 493	64, 002	59, 120	57, 056
経 常 利 益 又 は _(百万円) 経 常 損 失 (△)	701	2, 530	△1, 296	413
親会社株主に帰属する 当期純利益又は(百万円) 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	622	2, 001	△1,666	455
1 株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	84円97銭	272円97銭	△227円24銭	62円12銭
総 資 産(百万円)	25, 886	32, 419	26, 555	26, 097
純 資 産(百万円)	12, 405	14, 857	12, 815	12, 464
1 株当たり純資産額	1,689円76銭	2,023円1銭	1,742円98銭	1,693円82銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から 適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等 となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第67期 (2020年1月期)	第68期 (2021年1月期)	第69期 (2022年1月期)	第70期 (当事業年度) (2023年1月期)
売 上 高(百万円)	54, 169	60, 513	55, 710	54, 102
経 常 利 益 又 は _(百万円) 経 常 損 失 (△)	967	2, 641	$\triangle 1,271$	313
当期純利益又は _(百万円) 当期純損失 (△)	887	1, 995	△1,513	375
1 株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	121円11銭	272円17銭	△206円36銭	51円15銭
総 資 産(百万円)	25, 112	31, 711	26, 206	26, 080
純 資 産(百万円)	12, 489	14, 900	12, 948	12, 525
1 株当たり純資産額	1,701円29銭	2,028円85銭	1,761円12銭	1,702円14銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
株式会社 サードオフィス	10 百万円	100. 0	衣料品の製造卸売
株式会社 中 初	10	100. 0	帽子の製造卸売
株式会社 スタイルプラス	10	100. 0	衣料品の企画、製造、コンサ ルティング
客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司	50	100. 0	衣料品の検品、物流加工
株式会社ディスカバリープラス	10	100. 0	児童発達支援事業

(7) 主要な事業内容(2023年1月31日現在)

当社グループは、クロスプラス株式会社(当社)及び連結子会社5社で構成されており、 衣料品及び非衣料品の企画・製造・販売を主な事業としているほか、店舗・ECでの小売販 売を行っております。

クロスプラス株式会社の中核事業は婦人衣料の製造卸売販売で、専門店、量販店、無店舗等の幅広い取引先に対し販売を行っております。その他に服飾雑貨の製造卸売販売やECによる婦人衣料・服飾雑貨の直接消費者への販売、デザイナーズブランドの衣料・雑貨を企画・製造し、主に百貨店の直営店舗における販売を行っております。

株式会社サードオフィスは専門店へのメンズ衣料品を主力とした製造卸売販売を行っております。株式会社中初はレディスの帽子を主力とし、専門店を中心に製造卸売販売を行っております。株式会社スタイルプラスは専門店へのアパレル製品の企画、製造並びにコンサルティングを行っております。客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司は中国での当社製品の検品・検針・物流加工を行っております。その他事業として株式会社ディスカバリープラスは児童発達支援サービスを行っております。

(8) 主要な営業所の状況 (2023年1月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	名古屋市西区
東京支店	東京都中央区
店舗(注)	国内14店舗 横浜髙島屋店等
C P 流 通 セ ン タ ー	岐阜県海津市
中部センター	岐阜県海津市

(注)「49AV JUNKO SHIMADA」、「ATSURO TAYAMA」、「AT」ブランドを展開しております。

(9) 重要な子会社の事業所等(2023年1月31日現在)

名 称		所 在 地
株式会社サードオフィス	本社	東京都新宿区
株式会社 中 初	本社	東京都中央区
株式会社 スタイルプラス	本社	名古屋市西区
客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司	本社	中国上海市
株式会社 ディスカバリープラス	本社	東京都中央区

(10) 従業員の状況 (2023年1月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
アパレル卸売	490 (177) ^名	$\triangle 13 (\triangle 23)^{\frac{1}{4}}$
アパレル小売	118 (264)	△20 (△33)
その他	59 (4)	+ 3(\(\triangle 2)
合 計	667 (445)	△30 (△58)

(注) 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。)であり、()内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
Γ	553 (414) 名	△23 (△54) ^名	42. 9 ^歳	15. 7 ^年

- (注)1. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含むほか、嘱託を 含んでおります。)であり、()内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員 の最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。
 - 2. 平均年齢及び平均勤続年数の数値には、臨時従業員の数値は含まれておりません。

(11) 主要な借入先及び借入額(2023年1月31日現在)

借 入 先	借入残高(百万円)
株式会社 三菱UFJ銀行	1, 123
株式会社 みずほ銀行	832
株式会社 三井住友銀行	638
株式会社 商工組合中央金庫	362
三井住友信託銀行 株式会社	330

2. 会社の株式に関する事項 (2023年1月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 31,600,000株

(2) 発行済株式の総数 7,718,800株 (自己株式385,651株を含む)

(3) 単元株式数 100株

(4) 株主数 13,804名(前事業年度末比190名増)

(5) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
辻 村 隆 幸	600, 050	8. 18 %
田村駒株式会社	323, 300	4. 40
株式会社ヤギ	246, 200	3. 35
クロスプラス社員持株会	237, 360	3. 23
森 文 夫	215, 330	2. 93
笠 原 朗	178, 500	2. 43
有限会社シーピーモアー	176, 450	2. 40
株式会社三菱UFJ銀行	166, 000	2. 26
株式会社みずほ銀行	134, 300	1.83
森 重 文	127, 000	1.73

(注) 当社は自己株式385,651株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年1月31日現在)

会社における地位			氏	名		担当及び重要な兼職の状況			
代表	表 取	締	役 社	: 長	山	本	大	寛	
常	務	取	締	役	西	垣	正	孝	経理部、情報システム部担当
常	務	取	締	役	西	尾	祐	己	スペシャリティ事業部、ブランド事業部、 EC事業部、ライフスタイル事業部担当
常	務	取	締	役	大	П	浩	和	ODM事業部、製品管理部担当
取		締		役	白	木	規	博	人事部、総務部、経営企画部担当
取		締		役	=	見	英	=	独立役員、独立委員会委員
取		締		役	岩	井	恒	彦	独立役員、独立委員会委員 (㈱ワコールホールディングス社外取締役
常	勤	監	査	役	丸	尾	裕	之	
監		査		役	曽	我	孝	行	
監		査		役	松	永	安	彦	独立役員、独立委員会委員、 NSSK中部・北陸ジェンパー合同会社社長
監		査		役	豊	田		稔	独立役員

- (注) 1. 取締役二見英二氏及び取締役岩井恒彦氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役松永安彦氏及び監査役豊田稔氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は取締役二見英二氏及び取締役岩井恒彦氏、監査役松永安彦氏及び監査役豊田稔氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。
 - 4. 当期における取締役の異動
 - (1) 当期における新任取締役

取締役 白木規博(2022年4月22日就任)

取締役 岩井恒彦(2022年4月22日就任)

(2) 当期における退任取締役

取締役 江口恒明(2022年4月22日退任)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役二見英二氏及び社外取締役岩井恒彦氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第27条に規定しており、契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金350万円 又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担 する。

当社は、社外監査役松永安彦氏及び社外監査役豊田稔氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第35条に規定しており、契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

社外監査役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金250万円 又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担 する。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について補填することになっております。ただし、被保険者の犯罪行為や意図的な違法行為に起因する賠償請求は補填対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役(社外取締役も含む)、監査役(社外監査役も含む)、執行役員及び管理者である従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の役員報酬制度は、固定報酬と業績連動報酬及び非金銭報酬(株式報酬型ストック・オプション)で構成され、報酬額の水準については、国内外の同業又は同規模の他企業との比較及び当社の財務状況を踏まえ、株主様にご承認をいただいた報酬枠の範囲で、取締役の各報酬の支給額は、取締役会の決議により決定しておりますが、取締役会に先立ち、取締役会

の任意の諮問機関である指名報酬委員会で審議をしております。

指名報酬委員会は、取締役会の決議により、2名の社外取締役と2名の社内取締役の4名で構成され、2020年9月11日に設置、委員長は社外取締役が務めています。同委員会では、取締役の選定及び報酬に関する方針・制度、報酬の基準・額等に関する事項を審議し、その結果を取締役会へ答申・助言をしております。

b. 固定報酬の個人別報酬等の決定に関する方針

固定報酬については、各役員の担当領域の規模及び責任やグループ経営への影響の大きさに応じて設定しております。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬については、業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映した報酬を支給することとしております。計算方法としては、取締役の役位ごとの基準金額に、業績に応じた変動係数 α (0~2の範囲で変動)を掛け合わせることで報酬金額を算出することとしています。また、連結営業利益が基準額を超えた場合には、一定の比率で別途、取締役の報酬として支給することとしております。

非金銭報酬 (株式報酬型ストック・オプション) については、株主の皆様との利益意識の 共有と目標達成への動機づけを目的としたものであり、当社取締役に対し、単年度だけでは なく、中期経営計画の達成状況や中長期な視点で業績や株価を意識した経営を行うことの動 機づけとしております。

付与する個数は、基準株価を基に役位ごとに設定しております。但し、付与する個数の算定において3月末日時点の株価によっては、基準株価を見直すことがあります。株式報酬型ストック・オプションの報酬金額に関しては、ブラック・ショールズ・モデルによって算出された価格と付与する個数を掛け合わせることにより決定しております。

株式報酬型ストック・オプションは、将来、取締役を退任する時点で、株価が上昇していれば資産価値が上がることから、当然、付与後の業績や株価などを強く意識した経営を行うことの動機づけとなる設計としております。

d.取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役会は、指名報酬委員会の答申・助言に基づき取締役の選定及び報酬に関する基本方針、取締役の個別報酬額等を決定します。また、取締役の業績連動報酬は、取締役ごとに定められた評価基準に基づき決定します。取締役の選定及び報酬は、指名報酬委員会において確認されており、公平性・透明性・客観性を有しております。

② 監査役の報酬等の内容に係る決定方針

監査役の報酬等の額は、監査役の協議を経て決定しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

	報酬等の総額	報酬等の	対象となる			
役員区分	(百万円)	固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数 (名)	
取締役 (社外取締役を除く)	100	94	_	5	5	
監査役 (社外監査役を除く)	12	12	_	_	2	
社外取締役	8	8	_	_	3	
社外監査役	8	8	_	_	2	

- (注) 1. 上表には、2022年4月22日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
 - 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 業績連動報酬等にかかる業績指標等は、「① c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の決定に関する方針」に記載のとおりであります。
 - 4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式を目的とする新株予約権の割り当てであります。割り当ての条件等は、「① c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の決定に関する方針」に記載のとおりであります。また、当該事業年度における交付状況は「第70回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項 会社の新株予約権等に関する事項 ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。
 - 5. 当事業年度に支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。
 - 6.取締役の金銭報酬の額は、2008年4月24日開催の第55回定時株主総会において年額3億60百万円以内 (うち社外取締役分は年額30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。)と決議を いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役は2名)です。ま た、金銭報酬とは別枠で、2017年4月25日開催の第64回定時株主総会において当社取締役(社外取締役 を除く)に対し、非金銭報酬等(株式報酬型ストック・オプション)の報酬額として年額50百万円以 内、且つ、株式数の上限を年150,000株以内との決議をいただいております。当該株主総会終結時点の 取締役の員数は、8名(うち社外取締役は2名)です。
 - 7. 監査役の金銭報酬の額は、2008年4月24日開催の第55回定時株主総会において年額36百万円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 社外取締役岩井恒彦氏は、株式会社ワコールホールディングスの社外取締役であります。 なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。

社外監査役松永安彦氏は、NSSK中部・北陸ジェンパー合同会社の社長であります。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。

- ③ 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との関係 該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び
	社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。不動
取締役 二見英二	産会社で子会社を含む監査役等を歴任し、財務領域を中心に培った幅広
以种仅 一兄光一	い視野やグループ経営に関する豊富な知見に基づき、当社の取締役会に
	おいて、当社の経営に対し適宜必要な発言を行っております。
	2022年4月22日の就任以降に開催された取締役会10回の全てに出席いた
取締役 岩井恒彦	しました。グローバルに事業展開する化粧品会社での経営経験と研究、
以种仅 石升但/	生産、技術分野に関する豊富な知見に基づき、当社の取締役会におい
	て、当社の経営に対し適宜必要な発言を行っております。
	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席い
監査役 松永安彦	たしました。当社の取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し
	適宜必要な発言を行っております。
	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席い
監査役 豊田 稔	たしました。当社の取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し
	適宜必要な発言を行っております。

・取締役等との意見交換

各社外役員は、代表取締役、取締役及び常勤監査役等と、取締役会のほか、定期的及び随時に経営意見交換会等のミーティングを行っております。当該ミーティングでは、各種経営課題、社会的関心の高い事項等を中心に各回のテーマが設定され、当社及びグループ会社における業務執行や内部統制の状況について、取締役や内部統制部門等から報告が行われ、各社外役員の質問に対し説明が行われているほか、会社の経営、コーポレートガバナンス等について、各社外役員より、それぞれの専門知識及び幅広く高度な経営に対する経験・見識等に基づき意見が出される等、社外取締役と社外監査役とが連携しつつ、率直かつ活発な意見交換を行っております。

また、各社外役員は、グループ会社の取締役、監査役等とも意見交換を行っております。

これらの活動を通じて、社外取締役は業務執行の監督を、社外監査役は業務執行及び会計の監査を、それぞれ行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	43百万円
②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額	43百万円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等とを区別しておらず、また実質的にも区分できないため、①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等が含まれています。
 - 2. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査時間・配員計画、報酬見積額の相当性などを 確認し、検討の結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人ひびき監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条 第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責 任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本方針としております。

この基本方針に基づきまして、内部留保資金につきましては、当社の企業価値向上を目的とし、中長期的な事業拡大のために投資してまいります。

期末配当金につきましては、1株につき6円とし、支払開始日を2023年4月7日としました。これにより、2022年10月に実施いたしました中間配当金(1株につき6円)とあわせまして、当事業年度の年間配当金は、1株につき12円となります。

<u>連 結 貸 借 対 照 表</u> (2023年1月31日現在)

(単位:百万円)

科	目	金額	科目	金 額
【資産の部】			【負債の部】	
 流 動 資 産		17, 191	流 動 負 債	10, 092
現金及び預	金	3, 925	支払手形及び買掛金	3, 470
受 取 手	形	271	電子記録債務	2, 642
売掛	金	8, 127	短 期 借 入 金	1,000
		1, 658	1年内返済予定の長期借入金	830
			未 払 金	721
商	品	2, 369	未 払 法 人 税 等	32
貯蔵	品	27	未 払 消 費 税 等	49
そ の	他	860	賞 与 引 当 金	79
貸 倒 引 当	金	△49	そ の 他	1, 265
固 定 資 産		8, 905	固定負債	3, 540
有 形 固 定 資	産	3, 828	長期借入金	2, 376
建物及び構築	等物	1, 856	繰 延 税 金 負 債 退職給付に係る負債	124 847
機械装置及び運	搬 具	37	超 報 和 刊 に 保 る 貝 慎 一 そ の 他 一	192
器具備	品	56	負 債 合 計	13, 633
土	地	1, 873	【純資産の部】	10, 000
その	他	4	株主資本	11, 429
無形固定資	産	238	資 本 金	1, 944
投資その他の資	産	4, 838	資 本 剰 余 金	2,007
 投資有価証	券	4, 403	利 益 剰 余 金	7, 988
 長期貸付	金	1	自 己 株 式	△511
操 延 税 金 資	産	17	その他の包括利益累計額	992
退職給付に係る		95	その他有価証券評価差額金	1, 544
- 2 mm 17 に M 3 mm 7	他	322	繰延ヘッジ損益	△641
貸 倒 引 当	金		為替換算調整勘定	69
	並	$\begin{bmatrix} \triangle 1 \\ 0 \end{bmatrix}$	退職給付に係る調整累計額	20
	-111		新株予約権	43
開業	費	0	純 資 産 合 計	12, 464
資産合	計	26,097	負債及び純資産合計	26, 097

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

<u>連 結 損 益 計 算 書</u> (2022年2月1日から 2023年1月31日まで)

(単位:百万円)

							1000	3十1月	01 11 00		(単位:日刀円)
		科						目		金	額
売				上			高				57, 056
売			上		原		価				43, 661
	売		上		総		利		益		13, 394
販	売	費	及て	ў —	般管	理	費				13, 211
	営			業		利			益		183
営		業		外	収		益				
	受	取	利	息	及	び	酉己	当	金	107	
	受			取		家			賃	159	
	助		成		金		収		入	32	
	そ				\mathcal{O}				他	45	345
営		業		外	費		用				
	支			払		利			息	23	
	為			替		差			損	38	
	固	兌	₹	資	産	除		却	損	0	
	賃		貸	収		入	Ţ	亰	価	44	
	そ				\mathcal{O}				他	9	115
	経			常		利			益		413
特			別		利		益				
	古	兌	₹	資	産	売		却	益	90	
	投	資	有	価	証	券	売	却	益	217	
	そ				\mathcal{O}				他	12	320
特			別		損		失				
	減			損		損			失	1	
	シ	ス	テ		障害		応		用	192	193
	税	金		調整	前	当其		純 利	益		540
	法		锐 、	住	民 税		び	事 業	税	25	
	法	人		税	等	調		整	額	59	84
	当		期		純		利		益		455
	親	会 社	株	主にり	帚属 雪	する:	当其	月純和	」益		455

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位:百万円)

-	(2023+17	-	(単位:日万円)
科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	15, 752	流 動 負 債	10, 056
現金及び預金	3, 098	支 払 手 形	448
受 取 手 形	271	買掛金	2, 892
売 掛 金	7, 790	電 子 記 録 債 務	2, 642
電子記録債権	1, 481	短 期 借 入 金	1, 215
		1年内返済予定の長期借入金	781
	2, 249	未 払 金	688
貯 蔵 品	27	未 払 費 用	97
前渡金	196	未 払 法 人 税 等	20
前 払 費 用	98	預 り 金 賞 与 引 当 金	58 77
そ の 他	565	賞 与 引 当 金 そ の 他	
貸 倒 引 当 金	△28	して り 他 固 定 負 債	1, 133 3, 499
固 定 資 産	10, 328	長期借入金	2, 376
有 形 固 定 資 産	3, 764	操延税金負債	92
建物	1,770	退職給付引当金	857
構築物	26	資産除去債務	39
機械及び装置	37	そ の 他	133
器具備品	52	負 債 合 計	13, 555
土 地	1,873	【純資産の部】	
その他	4	株 主 資 本	11, 589
無形固定資産	188	資 本 金	1, 944
	175	資本 剰 余 金	2, 007
その他	12	資本準備金	2, 007
		利益剰余金	8, 148
	6, 375	利益準備金	223
投資有価証券	4, 368	その他利益剰余金別 途 積 立 金	7, 925
関係会社株式	1,030	別 途 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金	3, 000 4, 925
関係会社出資金	50	自己株式	4, 925 Δ 5 11
長期貸付金	596	評価・換算差額等	893
長期前払費用	26	その他有価証券評価差額金	1, 540
前払年金費用	80	繰延ヘッジ損益	△647
そ の 他	222	新株予約権	43
貸 倒 引 当 金	$\triangle 0$	純 資 産 合 計	12, 525
資 産 合 計	26, 080	負債及び純資産合計	26, 080

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年2月1日から) 2023年1月31日まで)

(単位:百万円)

		科		I		金	額
売		-	Ŀ	高			54, 102
売		上	原	価			41, 451
	売	上	総	利	益		12, 651
販	売	費及び	一 般 管 理	費			12, 582
	営	:	業	制	益		68
営		業	外 収	益			
	受	取 利	息及び	配当	金	110	
	受		取	家	賃	168	
	業	務	受	託	料	17	
	助	成	金	収	入	27	
	そ		\mathcal{O}		他	25	349
営		業	外費	用			
	支		払 5	FIJ	息	23	
	為		替	差	損	24	
	固	定	資 産	除 却	損	0	
	賃	貸	収 入	原	価	44	
	業	務	受 託	費	用	8	
	そ		\mathcal{O}		他	4	105
	経			利	益		313
特		別	利	益			
	古			売 却	益	90	
	投	資 有	価 証 券	売 却	益	217	
	そ		D		他	6	314
特		別	損	失			
	シ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		対 応 費	用	192	192
	税	引 前	当 期	純 利	益		436
	法	人 税 、	住 民 税 及		税	8	
	法			調整	額	51	60
	当	期	純	利	益		375

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年3月22日

クロスプラス株式会社 取締役会 御中

 ひびき監査法人

 大阪事務所

 代表社員

 業務執行社員

 公認会計士 富田雅彦

業務執行社員 公認会計士 小林 裕

監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クロスプラス株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうか を評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要があ る場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての 判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象 や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じてい る場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年3月22日

クロスプラス株式会社 取締役会 御中

> ひびき監査法人 大阪事務所

代 表 社 員 業務執行社員

公認会計士 富田雅彦

業務執行社員 公認会計士 小林

裕

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クロスプラス株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日ま での第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属 明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書 類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監 香法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにあ る。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監 視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容 に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計 算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な 相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告するこ とが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示す ることにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要 と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての 判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連 する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継 続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況に より、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じてい る場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

当監査役会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その 他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び その子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に 定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)につい て、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表 明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びひびき監査法人から当該内部統制の評価及び 監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘 すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方 針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とす るものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月22日

クロスプラス株式会社 監査役会

常勤監査役 丸尾裕之 印

監査役曽我孝行印

監査役松永安彦印

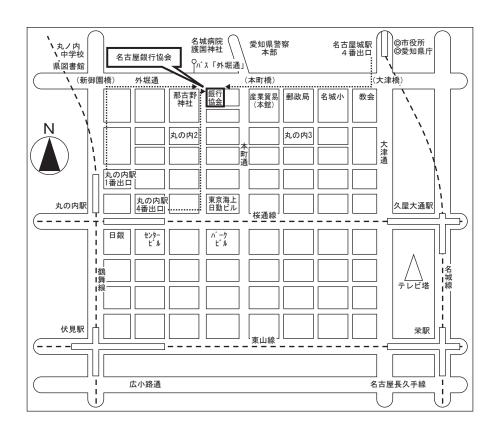
監 査 役 豊 田 稔 印

(注) 監査役松永安彦及び監査役豊田稔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 5階大ホール 電話番号 052(231)7851(代表)



会場までの交通のご案内

- ●地下鉄 桜通線「丸の内」駅4番出口より徒歩10分
- ●地下鉄 鶴舞線「丸の内」駅1番出口より徒歩10分
- ●地下鉄 名城線「名古屋城」駅4番出口より徒歩12分

※駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。



